



人類に  
奉仕する  
ロータリー

# 藤沢東ロータリークラブ 週報

2016~2017 Rotary Club of Fujisawa East



- 会 長/石田能治 幹 事/林葉之 例 会/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/藤沢市南藤沢 4-2 吉田ビル 5 階 TEL 0466-41-9191 FAX 0466-41-9192
- 例会場/湘南クリスタルホテル藤沢市南藤沢 14-1 TEL0466-28-2111 FAX0466-28-2126

ROTARY SERVING HUMANITY



## 第 1951 回例会 2016 年 11 月 15 日 (火) (天候) 曇り No.18

点鐘  
開会

クリスタルホテル 5F「ボンヌチャンス」  
Bonne Chance

ロータリーソング:「それでこそロータリー」

ゲスト・スピーカー・ビジター紹介

ゲスト・スピーカー

原進様 (TAO 税理士法人)

ビジター 須藤美矢子様 (須藤会員奥様)、  
山口和弘様 (須藤製作所総務課長)、  
伊藤康彦様 (神奈川県職業能力開発協会)  
上堀様

バナー交換 なし

会食・懇談

-会長報告-

- ・先日 11 月 11 日 (金) に藤沢北 RC が行っております「ロータリー花一杯プロジェクト」をミナパーク近くの遊行通り交差点と藤沢橋で行いました。鈴木市長、市川県議もお見えになり、当クラブから会長、幹事と吉田成江会員吉田新一会員が参加しました。生憎の天気でしたが、地区行事を無事に終えました。
- ・会長幹事会報告としては、主にピースウォークの話題でした。藤沢東 RC の担当としては出発とゴールの設営をすることになりましたよろしくお願い致します。
- ・「新会員の集い」につきまして 12/8 に予定しておりましたが、他クラブから 2 回を短期間で行うのは多いのではないかと、この意見もあり年明けへ延期することになりました。
- ・明日 11/16 に開催されるクラブ研修リーダーのセミナーに対象者である山口会長エレクトと河合研修リーダーが都合が悪いため、急遽先程吉田新一次年度幹事に出席の方、お願いしました。  
よろしく申し上げます。

出席報告

例会月日	総員 (名)	出席 (名)	欠席 (名)	出席率 (%)	メークアップ (名)	修正出席率
11月 1日	34 (27)	21	7	79.41		79.41
11月15日	34 (27)	21	7	79.41		

-幹事報告-

- ・本日例会後に指名委員会を開催致します。御連絡させていただいた方は事務局へご移動願います。
- ・ハイライトよねやまが届いております。ご覧ください。
- ・中村会員のご協力により、インフルエンザ予防接種を実施いたします。ご希望の方は、11月 22 日までに会長までご連絡ください。
- ・訃報  
藤沢東 RC の大先輩、二見幸雄様がお逝去されました。心よりお悔やみ申し上げます。

-委員会報告-

- ・出席報告 出席委員会
- ・スマイル報告 スマイル委員会

-会員&配偶者誕生日-

会員誕生日 なし

配偶者誕生日

横田昭一郎様(横田佳代子会員配偶者)  
石神れい子様(石神邦孝会員配偶者)

-卓話-

「マイナンバーについて」

TAO 税理士法人 税理士 原進様





【石田能治 会長】

原様、本日の卓話よろしくお願ひ致します。

【林葉之 幹事】

原様 本日はようこそ藤沢東ロータリークラブにお越しいただきありがとうございます。

本日の卓話楽しみにしております。

よろしくお願ひ致します。

【入澤初子 会員】

土屋先生、原先生本日はお世話になります。

須藤美矢子さん、伊藤先生、ようこそおでかけ下さいました。

【山口俊明 会員】

原進先生本日の卓話よろしくお願ひ致します。

須藤様の奥様ようこそおいで下さいました。

【小柴智彦 会員】

原様 本日の卓話よろしくお願ひします。

須藤様（奥様）ようこそ。

【吉田新一 会員】

須藤様、伊藤様、山口様そして上堀様本日は藤沢東 RC へようこそ！ TAO 税理士法人原進先生、

本日は土屋先生の御厚意による貴重なセミナー、ありがとうございます。宜しくお願ひします。

【大坪加寿子 会員】

原様 本日の卓話楽しみにしております。須藤様、伊藤様、山口様、上堀様本日はようこそおこし下さいました。

【竹澤禎浩 会員】

須藤様、伊藤様、山口様そして上堀様本日はようこそいらっしやいました。

-委員会報告-

クリスマス家族会について 親睦委員会

月日：12/20（火）

時間：6:00 ～ 受付、

6:30 ～ 開演

場所：クリスタルホテル3F「フォンテーヌ」



詳細は、決まり次第 FAX等によりご案内申し上げます。奮ってご参加願ひます。

インフルエンザ予防接種について

中村宣夫会員



例年行っておりまして石神先生が御病気で今年できないとのことで、代わって私が行います。

地区委員会の報告

青少年奨学生とグローバル補助金、地区補助金の利用について

地区財団奨学委員会 小柴会員



今年度は先日の選抜試験により 4 名が決まりました。



## -卓話者紹介-

TAO税理士法人代表 土屋善敬会員



入澤プログラム委員長より、マイナンバーについての説明会を開催して頂きたいとの要請がありました。私共の事務所の原さんに業務命令にて指示をし、本日来てもらいました。

本日の説明をして頂く原先生です。

略歴としましては、慶應大学経済学部出身です。大学時代ラグビーをやっていましたのでご覧のとおり頑丈な身体をしております。その後横浜銀行勤務を経て私共の事務所に入所して10年経ちます。その間に仕事をしながら税理士試験に合格しております。

マイナンバーは総務省、国税庁、厚生労働省にかかるもので、国税庁は私共事務所の関わる場所ですが、それ以外は本来専門外です。彼は勉強が好きで、かなりの勉強家で本日のマイナンバーについてもいろいろと税務面以外も含めて研究をしておりますので頼みました。

それでは「原先生よろしくお願いします！」

## -卓話-

### 「マイナンバーについて」

TAO 税理士法人 税理士 原進 先生



「マイナンバー制度について」  
マイナンバー制度を会社経営の視点からと個人の側から見た対応を考えます。



TAO税理士法人の原と申します。本日はお招きいただきましてありがとうございます。今、私共の土屋の方からご説明あったようにマイナンバーについては、本格的に運用が始まるのはこれからでございます。

事例もなく教科書的なお話ししかできない、というのが正直なところでございます。官報のホームページに掲載されている資料を抜粋して説明をさせていただきます。

マイナンバー制度とはそもそもどういう制度なのか



日本に住民票がある人は、外国人を問わず年齢を問わず全員12桁番号をふられます。厳密には個人に振られますが、一方法人にも振られています。

目的

- ① 行政の効率化
- ② 国民の利便性の向上
- ③ 公平・公正な社会の実現

☆個人個人の所得を国が把握することが容易になってきます。



平成28年1月から、  
**社会保障、税、災害対策の行政手続き**で  
**マイナンバーが必要になります。**

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続きにしか使えません。

**社会保障**

年金 労働  
医療 福祉

**税**

**災害対策**

<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の資格取得や確認、給付</li> <li>雇用保険の資格取得や確認、給付</li> <li>ハローワークの事務</li> <li>医療保険の給付の請求</li> <li>福祉分野の給付、生活保護 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務当局に提出する申告書、届出書、請求書などに記載</li> <li>・ 税務当局の内部事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者生活再建支援金の支給</li> <li>・ 被災者台帳の作成事務</li> </ul>
--	--	---

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

社会保障、税、災害対策の3つの分野においてマイナンバーが利用されることになっております。

**マイナンバーの利用例**

**こんな時に、ここで使う！マイナンバーの利用シーン**

学生・・・奨学金の申請、アルバイトするとき、就職の際に勤務先に提出  
 個人・・・確定申告の際に提出  
 結婚・子育ての際の一時金の申請時  
 退職のあと福祉・介護の手続きで市町村に申請する際に提出。  
 資産運用の手続きで金融機関へ。  
 ハローワークへの提出

他にも、こんな場面でマイナンバーを使います。

学生・・・奨学金の申請、アルバイトするとき、就職の際に勤務先に提出  
 個人・・・確定申告の際に提出  
 結婚・子育ての際の一時金の申請時  
 退職のあと福祉・介護の手続きで市町村に申請する際に提出。  
 資産運用の手続きで金融機関へ。  
 ハローワークへの提出

マイナンバーの提供を求められるケース

**マイナンバーの提供を求められる主なケース(平成28年1月18日現在)**

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するための、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。  
 ※マイナンバーを提供する際は、個人番号カード等の本人確認書類と併せて提出ください。下記の提供を求められる場合は、**確認が済んでいるマイナンバーの提供を求めらることはありません。**  
 ※民間事業者がマイナンバーを登録し、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながっている場合もありません。  
 ※マイナンバー制度の導入後、行政機関が把握している個人情報の種類は今まではより広範囲にわたっており、行政機関が何で把握できるようなものはありません。

提供を求める者 (※代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与、退職金などを受け取る方</li> <li>・ 厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方</li> <li>・ 国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など</li> </ul>
契約先 (契約先企業、賃貸等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借前、引当、契約金を受け取る方 など</li> <li>(例) 主業、外交員、要人、役員代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、業務料、講演料、謝金 など</li> </ul>
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは(不動産使用料(家賃))を受け取る方</li> </ul>
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、社会福祉会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (※平成30年以降、預貯金口座への付帯を原則予定。ただし、番号の提供は任意。)</li> <li>(※預貯金口座で引き落としについては、平成28年以降3年間の猶予あり。)</li> <li>・ 非課税適用の預貯金・貸付貯蓄をされている方</li> <li>・ 国外送金又は国外からの送金の受領をされる方</li> <li>・ 生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年額支払額20万超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約)・満期返戻金特約等) 又は共済契約をされている方</li> <li>・ 先物取引(FX取引等)をされている方</li> <li>・ 信託会社に信託されている方</li> <li>・ 1億円超の預金の生命を売却される方</li> <li>・ 非上場株の利益を受け取る株主 など</li> </ul>
税務署、日本年金機構(ハローワーク、労働基準監督署、労働局、市町村、全国健康保険協会、健康保険協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障、税、災害対策に係る行政手続きを行う方</li> <li>(例) 生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)</li> </ul>

「提供を求める者」と「提供する必要のある者」

- 「提供する必要のある者」
- ・ 給料退職金を受取る方々
  - ・ 報酬料金を受取る弁護士・会計士・税理士等
  - ・ 保険の外交員
  - ・ 原稿料・講演料を受取る人
  - ・ 不動産の貸付を行っている人
  - ・ 金融機関で投資をされている方々
  - ・ 預貯金の口座については平成30年以降。
  - ・ 生命保険・損害保険契約でも
  - ・ 非上場会社の配当を受ける方々
  - ・ 税務署・年金機構やハローワークの手続き上

マイナンバーの「通知カード」と「マイナンバーカード」について

「通知カード」

- 通知カード**  
 国民一人ひとりのマイナンバー(個人番号)が記載されています。「通知カード」は、「マイナンバーカード」※の取得にも必要です。ミシジ目に沿って切り離し、大切にしてください。  
 これがマイナンバー(個人番号)です。
- 個人番号カード交付申請書**  
 必要事項を記入し、うら側の所定の場所に写真を貼れば(忘れずに!)、簡単に申請ができます!詳しくは、同封される③説明用パンフレットをご覧ください。
- 説明用パンフレット**
- 個人番号カード交付申請書の返信用封筒も入っています。**

※ 『マイナンバーカード』は写真付きで**法的な身分証明書**としても使用できるものです。②の個人番号カード交付申請書及び④の返信用封筒を利用して申請いただければ、平成28年1月以降、順次、お住まい(住民票の住所)の市区町村の窓口で**無料**で受け取れます。③説明用パンフレット④個人番号カード交付申請書の返信用封筒も入っています。

昨年の暮れに皆さん全員の手許に届いているものです。(証明書には利用できない)

「マイナンバーカード」

**マイナンバーカードの3つの利用箇所について**

**マイナンバーカードの表裏**

**マイナンバーカードの裏面**

**(1) カード表裏**  
 社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)、公的身分証明書として活用

**(2) ICチップの読み取り**  
 市町村・都道府県等はあらかじめ定めるところ、国の機関・民間事業者等に上記大臣の定めるところにより活用可能。  
 ・ 各種登録証  
 ・ 各種申請交付機  
 ・ 各種利用  
 ・ 各種の券、ポイント等

**(3) 電子証明書**  
 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)  
 行政機関等(e-TAX、マイナンバー、コンビニ交付の他、特に総務大臣が認める民間事業者も活用可能に、イメージ金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等)

**ICチップ内のAP構成**

市町村等が用意した独自のアプリケーションソフトをインストールして利用する。

申請をして交付してもらったものであり、ICチップが入っているいろいろな証明書として利用できますが、申請するのは自由です。

慌てずに申請しなくてもいいということで、様子見の方が多くいます。







## ☆個人番号収集の際に本人確認が必要

本人確認は番号の確認・・・通知カードで確認  
転できます。

☆プラス身元確認が必要です。・・・他人のなりすましを防止するために、その番号が真にその人の番号なのかの身元を確認するために顔写真付きの証明書で確認する必要があります。「マイナンバーカード」は1枚で本人確認及び身元確認ができます。

今年の年末調整から、マイナンバーの記載が必要になっております。昨年と違う重要なのはマイナンバーの収集・記載が変わっている所です。雇用保険・健康保険の関係でもマイナンバーが必要です。

年金については年金機構の対応の遅れで少し番号の提供開始部分が遅れているという情報もあります。

## 例) 給与所得の源泉徴収票

例) 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー制度導入前 (A6サイズ)

マイナンバー制度導入後 (A5サイズ)

「控除対象配偶者」及び「扶養親族」の氏名及びマイナンバーを記載

「支払を受ける者」のマイナンバーを記載

「支払者」のマイナンバーまたは法人番号を記載

※所得税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第53号)より抜粋

時間ですので以上で説明を終わります。  
ご清聴ありがとうございました。

以上 総務省ホームページ、原先生資料等から引用



## ビジター



## ビジター



## 不正な勧誘や個人情報の取得に関する情報が寄せられています。

内閣府のコールセンターや地方公共団体、消費生活センターなどに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得を行おうとする電話、メール、手紙、訪問等に関する情報が寄せられています。

注意していただきたい事項、困った場合の相談窓口、これまでに寄せられている相談事例をお知らせします。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて、相談窓口をご利用ください。

- マイナンバーの利用範囲は、法律で、社会保障、税、災害対策の3つの行政分野に限られており、マイナンバーを利用する手続では、原則、顔写真付きの身分証明書などで本人確認を徹底することになっています。マイナンバーの提供を求められる主なケースは、以下のURLをご参考にしてください。なお、このようなケースで、電話でマイナンバーの提供を求められることはありません。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/qa\\_case.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/qa_case.pdf)

- マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、マイナンバー総合フリーダイヤルや消費者ホットラインに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や個人情報保護委員会のマイナンバー苦情あっせん相談窓口をご利用ください。